経費及び対象期間中の賃金の一部を助成。		3 ²²⁷			
16 年度目標 ・ 同給付金の支給対象となった事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下	実績	目標の達成度合	未達成(実績 22.5%(参考	⋚値^{※5}))	
		事業執行率	24%(26 百万円/ 108 百万円)		
目標未達成(参考値により評価)。未達成原因を究明した	と上で事	業の抜本的な見直し	ン又は廃止を行う。		
・支給対象事業所において、給付金支給後1年経過した	時点にお	おける給付金支給時	からの自己都合による離職	率 20 %以T	S
雇用管理等相談援助事業費				事業番号	16 — 013
財団法人 介護労働安定センター					
相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、	より専門	引的な相談について	「は、介護労働安定センター	が委嘱した層	用管理コンサ
16 年度目標 ・雇用管理等相談援助事業を受けた事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下	実績	目標の達成度合	達成(実績 8.5%(参考値)	×6))	
		事業執行率	93%(520 百万円/ 560 百	万円)	
目標達成(参考値により評価)。					
・雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本 る離職率 20 %以下	事業を受	ピナて1年経過した	時点における同事業を受け	たときからの	自己都合によ
					
-	・同給付金の支給対象となった事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下 日標未達成(参考値により評価)。未達成原因を究明した交給対象事業所において、給付金支給後 1 年経過したを始対象事業所において、給付金支給後 1 年経過したを対象事業所において、給付金支給後 1 年経過したを対象事業所において、給付金支給後 1 年経過したを対象事業を受けた事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下 目標達成(参考値により評価)。 ・雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本	・同給付金の支給対象となった事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下目標未達成(参考値により評価)。未達成原因を究明した上で事法	・同給付金の支給対象となった事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下 目標未達成(参考値により評価)。未達成原因を究明した上で事業の抜本的な見直し、支給対象事業所において、給付金支給後 1 年経過した時点における給付金支給時雇用管理等相談援助事業費 財団法人 介護労働安定センター 介護労働安定センターに介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、より専門的な相談についてルタント(社会保険労務士等)が相談に応じるもの。また、介護事業所における雇己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下 目標達成(参考値により評価)。	・同給付金の支給対象となった事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下 日標未達成(参考値により評価)。未達成原因を究明した上で事業の抜本的な見直し又は廃止を行う。 ・支給対象事業所において、給付金支給後 1 年経過した時点における給付金支給時からの自己都合による離職を定せンターへ介護労働安定センターに介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、より専門的な相談については、介護労働安定センタールタント(社会保険労務士等)が相談に応じるもの。また、介護事業所における雇用管理担当者を対象として、雇用管理等相談援助事業を受けた事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下 日標達成(参考値により評価)。 ・雇用管理等相談援助事業を受けた事業所における自己都合による離職をの平均)以下	・同給付金の支給対象となった事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下 日標未達成(参考値により評価)。未達成原因を究明した上で事業の抜本的な見直し又は廃止を行う。 ・支給対象事業所において、給付金支給後 1 年経過した時点における給付金支給時からの自己都合による離職率 20 %以下 雇用管理等相談援助事業費 本業番号 財団法人 介護労働安定センター 介護労働安定センターに介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇用管理の改善相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、より専門的な相談については、介護労働安定センターが委嘱した別クント(社会保険労務工等)が相談に応じるもの。また、介護事業所における雇用管理担当者を対象として雇用管理者請いる。と、介護事業所における雇用管理担当者を対象として雇用管理者請いる。と、不履事業所における雇用管理担当者を対象として雇用管理者請いる。と、不履事業所における雇用管理担当者を対象として雇用管理者請いる。と、不同を理等相談援助事業を受けた事業所における自己都合による離職率 20 %程度(平成 13 年 11 月から平成 14 年 11 月の 1 年間の介護事業所における自己都合による離職率の平均)以下 日標達成(参考値により評価)。 ・雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて1 年経過した時点における同事業を受けたときからの